

日本におけるアスベスト訴訟の 現状と課題

松本克美*

目次

- 1 はじめに
- 2 アスベスト訴訟の日米比較
- 3 日本のアスベスト訴訟の理論的課題
- 4 おわりに

1 はじめに

アスベストは、その利便性ととも、その微細な繊維を吸い込むことによって人の健康に重大な被害をもたらし得ることも、既に100年以上前に指摘されていた¹⁾。しかし、アスベストによる健康被害の更なる深刻さが意識されるようになってきたのは、第二次大戦後のことである。1950年代には、アスベストによる石綿肺患者が肺がんとなるリスクの高さをイギリスのドール医師が英国産業医学雑誌の掲載論文で報告し（1955年）、これがアスベストと肺がんの関連を確定的なものにしたといわれる。また、1964年に開催されたニューヨーク科学アカデミー主催の「アスベストの生態的影響」国際会議では、ニューヨークのマウント・サイナイ病院のアーヴィング・J・セリコフ博士らによる大規模な疫学調査の結果として、ア

* まつもと・かつみ 立命館大学教授

1) アスベストの危険性についての認識の歴史的発展については、中皮腫・じん肺・アスベスト・センター編『アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本石綿産業の歴史と国の関与』（日本評論社、2009）「第7章 アスベストによる健康被害の認識」に詳しい。

スベストばく露が治療が困難で生存率が極めて低い中皮腫発症の要因となることが発表され、大きな反響を呼んだ。こうした中で1960年代末以降アスベスト被害をめぐる訴訟（以下単に、アスベスト訴訟とよぶ）がアメリカで頻発されるようになってきた²⁾。

アスベストによる健康被害に対しては、日本でも遅まきながら1970年代から散発的に、主として職業暴露によるアスベスト疾患への罹患につき、使用者の安全配慮義務違反の債務不履行ないし不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟が提訴されるようになってきた（末尾の判決リスト参照）。

本稿では、アスベスト訴訟が頻発しているアメリカの背景と特徴、それと対比しての、日本のアスベスト訴訟の特徴を概観し、今後の理論的課題を幾つか指摘することにした。

2 アスベスト訴訟の日米比較

(1) アメリカの状況

アメリカにおけるアスベスト訴訟の特徴は、職業暴露でアスベスト疾患に罹患した被災者が、使用者ではなく、アスベスト製品を製造・販売したアスベスト企業を被告にした点である。これは、アメリカでは、労災職業病については労災補償制度からの給付金の支給と別に使用者の損害賠償責任を追及することが制限されていること、他方で、1960年代にアメリカの第二次不法行為法リステイメントが利用者または消費者に対する有形的損害についての製品売主の厳格な責任（すなわち売主が製品の調整・販売にあたりあらゆる可能な注意を尽くしたとしても生ずる責任）としての製

2) アメリカでのアスベスト訴訟の展開の背景と概要については、山下丈「石綿被害の法的処理 長野石綿じん肺訴訟判決を契機に」判例タイムズ660号11頁以下（1988）が日本との対比の視角から要を得た紹介をしており、参考になる。その他、アメリカのアスベスト産業をめぐる製造物責任訴訟の紹介として、古賀哲夫『製造物責任に関する研究』（晃洋書房、1995）214頁以下、最近の裁判例の紹介として、大坂恵里「アスベストの家庭内暴露と不法行為責任 日本とアメリカの事例」東洋法学54巻1号161頁以下（2010）等。

造物責任を認める規定(402条A³⁾)を置いたことに起因する。さらに1980年代に入ると、アスベスト含有建材が使われている建物の劣化や解体においてアスベストが飛散し、建物利用者や近隣住民にアスベスト疾患を惹起することの危険性が指摘されるようになり、建物のアスベストの除去費用をアスベスト製造企業に損害賠償請求する訴訟が頻発するようになる⁴⁾。こうしてアメリカでは1980年代の時点でアスベスト企業に対する訴訟件数は3万件を超えと言われ、賠償負担の重さからアスベスト企業の相次ぐ倒産が起こり、また、損害賠償責任を填補していた保険会社の危機も招くようになった⁵⁾。既に2002年の段階で、原告となった者の数は73万人、被告とされた企業は8400社に及ぶと言われていた⁶⁾。

(2) 日本の特徴

ところで日本は過去1000万トンのアスベストを消費したといわれるアスベスト消費大国のひとつである⁷⁾。当然、アスベストを原因とする疾患(日本では労災補償の対象となる業務上疾病として、石綿肺、石綿肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の5種の疾病が「石綿との関連が明らかな疾病」として扱われている⁸⁾)。以下、これらのアスベスト疾患

3) 402条Aについての日本での紹介として、安田総合研究所編『製造物責任 国際化する企業の課題』(有斐閣、1989)15頁以下参照。

4) 山下・前掲注(2)15頁以下参照。

5) アメリカにおける製造物責任の激増と保険危機の関連についての日本での紹介として、安田総合研究所編・前掲注(3)284頁以下、小林英之『製造物責任法 立法化と対策』(中央経済社、1993)15頁以下。

6) 吉田邦彦『多文化時代と所有・居住福祉・補償問題』(有斐閣、2006)599頁。

7) 神山宣彦『アスベストとはなにか』森永謙二編『アスベスト汚染と健康被害 第2版』(日本評論社、2006)20頁。

8) 「石綿による疾病の認定基準について」(2005年2月9日基発第0209001号)。この通達に限らず、アスベスト問題研究会編『アスベスト対策ハンドブック』(ぎょうせい、2007)が、アスベストに関する関連法令を収録している。また、各アスベスト疾患の概要については、森永謙二編『石綿ばく露と石綿関連疾患 基礎知識と補償・救済[増補新装版]』(三信図書、2008)91頁以下参照。

という)が生まれていたはずであるが⁹⁾、アメリカと対比した日本でのアスベスト訴訟の特徴をあらかじめ要約しておくとして以下の点を指摘できる¹⁰⁾。

アスベスト訴訟数の少なさ

第一に、日本でのアスベスト訴訟はアメリカと比べ、非常に数が少なく、しかも散発的であることである¹¹⁾。これまで知られている関連判決も20件に過ぎない(末尾のリスト参照)。日本で最初のアスベスト訴訟は、1977年にアスベスト製品製造業に従事していた労働者及び遺族たちが使用者である企業とその親会社、適切な規制権限の行使を怠ってきた国の損害賠償責任を追及する長野じん肺訴訟である。1986年に原告勝訴となった長野地裁判決(判決の数字は末尾の判決リストのもの 以下同様)が出された2年後の1988年には、石綿肺に罹患した元造船労働者が雇用主である住友重機械工業を相手取って損害賠償請求を提訴し、その7年後、1995年に同じく住友重機械工業を提訴して以降は、目立った訴訟の動きはなく、提訴が活発になってきたのは、1990年代も末になってからであった。1990年代末から提訴が行われるようになってきたのは、アスベストが大量に使用され出した1960年代にアスベストに暴露した労働者が長期の潜在期間を経て発症するに至ってきたからと思われる。

職業暴露に対する使用者の責任追及

第二に日本では職業暴露による被災についての使用者を相手取っての損害賠償請求訴訟が主である点である。これは、日本では上記のアメリカと

9) 石綿肺がん、石綿による中皮腫の労災認定件数も1960年度にはわずかに合計11件、40年後の2000年度にも52件であったものが、本文後述のクボタショックのあった翌年の2006年度には2195件の認定と激増している(2009年度は両者合わせて1153件。厚生労働省の統計より <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000077hn.html>)

10) なお吉田邦彦・前掲注(6)も本稿とはまた別の視角から日米比較を行わっている。

11) なお4年前の時点での日本のアスベスト訴訟を概括した池田直樹は、日本でアスベスト訴訟の少ない原因として、「時の壁」(被害の長期潜在性)、「情報の壁」(医療、行政の両方からアスベスト被害の情報がなかった)、「企業の壁」(企業内の労災についての情報が共有されなかった)を挙げている(同「日本におけるアスベスト訴訟：現状と今後の課題」NBL827号41頁以下(2006))。

は異なり、労災職業病に関して、制度的に使用者への民事責任の追及が制限されていないことによる。職業暴露による労災訴訟では、使用者の法的責任を認める判決や原告の勝訴的和解も蓄積されてきているが、家族暴露や環境暴露に対するアスベスト企業の責任認容判決は、未だ出されていない。また、アスベスト製品製造企業への製造物責任を追及する訴訟が日本で発展してこなかったのは、上述のようにアメリカでは1960年代に第二次不法行為リステイトメントが製造物責任について規定したのに対して、日本では、製造物責任について特別な規定ができるのは、1994年の製造物責任法の制定によってであったことも関係しよう(同法施行は1995年7月1日)。なおアスベスト製造メーカーに製造物責任を追及する訴訟は、日本では、2008年に東京地裁と横浜地裁に提訴された集団訴訟である首都圏建設アスベスト訴訟が初めてである。この訴訟は、アスベスト建材の製造販売をしていた日本国内の主要44企業と国を相手取った損害賠償請求訴訟である。

使用者の安全配慮義務違反を追及するじん肺訴訟

第3に当初の日本でのアスベスト訴訟は、アスベスト粉じん暴露による石綿肺被害についてのじん肺訴訟という形をとり、使用者の安全配慮義務違反の債務不履行責任を問うという形で行われた点も特徴である。これは、日本では一定の粉じん職場における労働環境を規制し、被害の発生を防止するとともに、粉じん職場の労働者の健康管理と労災保険申請を有機的にリンクさせることを目的とした特別法であるじん肺法が1960年に制定されていたこと、また、1950年代後半からの高度経済成長の中で、安全へのコスト削減で多発するようになる労災職業病に対して労働組合運動が「安全なくして労働なし」「抵抗なくして安全なし」というスローガンのもとに、労災職業病闘争を組合運動の重要課題として位置付け、また、低額にとどまる労災保険給付を超えて被害の救済を図るために労災職業病について使用者の民事損害賠償責任を追及する労災民事責任訴訟も組織的に取り組まれるようになる中で、使用者は被用者である労働者に対して単に賃金支払

義務を負うだけでなく、労働者の生命・身体・健康の安全に配慮すべき義務＝安全配慮義務を債務として負っており、労災職業病は、使用者の安全配慮義務違反の債務不履行責任の問題でもあるとする安全配慮義務論が展開していったことを背景としている¹²⁾。また不法行為責任でも追及できる訴訟が債務不履行責任の追及という形をとった背景には、不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者が損害および加害者を知った時から3年間で消滅時効が完成するのに対して（民法724条前段）、債務不履行に基づく損害賠償請求権は権利を行使できる時から10年間という一般の債権の消滅時効期間（民法166条、167条）が適用されるという、いわゆる「時効メリット」を指摘することができる¹³⁾。

訴訟増大の大きな契機としてのクボタショック

第4に、2005年6月30日のいわゆるクボタショック（尼崎市のクボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民らがアスベスト疾患に罹患していることをクボタが記者会見で発表¹⁴⁾）を契機に、アスベストが健康にあたる重大な危険性が社会的に認識されるようになり、その後、急激に訴訟が増加した点である。なおこの年には、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」（東京）や「関西労働者安全センター」（大阪）などと協力しながらアスベスト被害救済のための訴訟、法律相談活動に取り組んできた弁護士を中心に、アスベスト訴訟関東弁護士団、アスベスト訴訟関西弁護士団がそれぞれ結成されている。

12) 日本の労災責任論の展開と安全配慮義務論の展開については、松本克美「戦後日本における安全配慮義務論の理論史的検討 労災責任論の展開とのかかわりを中心に（一）～（三）完」早稲田大学大学院法研論集38号95頁以下、40号275頁以下、43号243頁以下（1986、87）で検討した。

13) 安全配慮義務論の時効メリットについては、松本克美『時効と正義 消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002）11頁以下参照。

14) クボタショックについては、森永謙二「いま、なぜアスベスト問題なのか」森永編・前掲注(7)1頁以下。事件発覚から4年後の2009年初頭の時点で、クボタ旧神崎工場の元従業員と周辺住民あわせて300人近くが死亡しているという（加藤正文「尼崎クボタ石綿禍の衝撃 アジア最大の被害が伝えるもの」環境と公害38巻4号40頁（2009））。

今後の課題としての建物にかかわるアスベスト訴訟

第5に、アメリカで数多く提訴された建物のアスベスト除去費用をアスベスト製造・販売企業に損害賠償請求する訴訟は、現在のところ、日本ではまだ起こされていない。しかし、日本でのアスベスト消費量の7割以上は建材に使われたと推測されており¹⁵⁾、アスベスト含有建材を使った建物は数多く残っており¹⁶⁾、今後の被害発生が懸念されている¹⁷⁾。その中で、文房具店の倉庫として利用していた賃貸建物の建物吹付アスベストが原因で、そこに30年以上勤務していた店長(個人営業会社の取締役)が悪性中皮腫に罹患し死亡(病苦で自殺)した事案で、この男性の遺族が、建物の賃貸人であり所有者である近鉄等を相手取り損害賠償請求をした近鉄事件で、1審、2審ともに、近鉄の建物所有者としての土地工作物責任(民法717条。建物などの土地工作物に最終的には建物所有者が無過失責任を負うとする規定)を認める判決を出したことが注目される(判決¹⁸⁾)。

国の責任の追及

第6に、日本では、アスベストの危険性を放置してきた国の無策に対する責任追及が国家賠償請求訴訟(国家賠償法1条)という形で争われている点も特徴である。これは、泉南訴訟(判決)のように、直接にアスベスト製品を製造していた企業が零細中小企業で賠償資力もなく、また、す

15) 1982年の日本でのアスベスト使用の約70%が建造物材料、1996年では、93%が建材用として使用されたという(亀井敏昭他編著『アスベストと中皮腫』篠原出版社、2007、2頁)。

16) 国土交通省が2006年3月に発表した調査報告では、床面積1000m²以上の民間建築物の5.8%で、吹付アスベストやアスベスト含有ロックウールの露出が見られるという(石原一彦「建設業界におけるアスベスト対策の今後の課題」政策科学・別冊『アスベスト問題特集号』(立命館大学政策科学会)2頁)。

17) 建物のアスベスト問題については、小澤英明『建物のアスベストと法』(白揚社、2006)が総括的な検討を行っている他、石原一彦「建設業界におけるアスベスト被害と対策」環境と公害38巻4号55頁以下(2009)等参照。

18) 判決の意義と課題については、別稿で検討した(松本克美「建物吹付けアスベストと建物賃貸人の土地工作物責任 大阪地裁2009(平成21)・8・31近鉄事件判決の検討を中心に」立命館法学327・328合併号880頁以下(2010))。

でに消滅してしまっている企業も多い点や、零細企業の経営者でありアスベスト疾患に罹災した被害者は、法形式的には事業主のため、使用者の責任を問えないという事情、また前述した首都圏建設アスベスト訴訟の原告である建設労働者のように、多様な建築現場をわたり歩いているので、アスベストについての安全配慮義務違反を特定の使用者に対して追及するのは立証上困難をきわめることなどの事情が背景にある。

以下、こうした特徴をもつ日本のアスベスト訴訟のこれまでの裁判例から、今後深めるべき理論的課題として重要と思われるものを幾つか取り上げて概括したい。

3 日本のアスベスト訴訟の理論的課題

(1) 因果関係

アスベスト被害に対して企業や国に損害賠償責任を追及するためには、加害行為ないし債務不履行と被害の発生間に因果関係が必要とされる。民事訴訟上、要求される因果関係の証明の程度について、最高裁は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真实性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」とする（最高裁1975・10・24民集29巻9号1417頁 傍点引用者、以下同様）。

因果関係の立証をめぐるのは、日本では、1960年代以降の公害訴訟において理論的深化が図られてきた。そこでは、生じた健康被害が加害行為によるものかという発症原因についての因果関係（集团的因果関係）と、それが肯定されるとしても個々の原告の健康被害は被告の加害行為により発症したものかという因果関係（個別的因果関係）が問題とされてきた。近時は、大気汚染訴訟などの判例上・理論上の到達点をふまえ、集团的因果

関係は、加害行為と被害発生の疫学的因果関係を証明することにより認定され、また、その疫学的因果関係と原告の個別事情を総合考慮して他の有力な原因により原告の被害が発生したとの特段の事情のない限り個別的因果関係も事実上推定されるとする見解が有力に主張されている¹⁹⁾。

アスベスト疾患は大気汚染で生じるような非特異性疾患とは異なり、特に中皮腫のようにアスベスト粉じんへのばく露が原因であることが証明しやすい面もある²⁰⁾。ただ、以下に述べるようにアスベスト訴訟における因果関係論は、アスベストへの暴露形態により様相を異にしよう。

職業暴露

生じた健康被害が前述のアスベスト疾患であると認定され、被害者が1か所のアスベスト粉じん職場でアスベストにばく露されていたことが明らかかな場合は、アスベスト被害発生の原因が特定されやすく因果関係は余り問題にならない(判決など)

しかし、被害者が複数のアスベスト関連職場に勤務した経験があるような場合だと、アスベスト疾患に罹患したのは、被告とされた企業で勤務していた際なのか、別の企業で勤務していた際なのかが不明確な場合がある。悪性中皮腫で死亡した電気工事監督者である夫亡Aの遺族(妻と子)が雇用主であるY会社を相手取り損害賠償請求を請求した電気工事監督者事件はまさにそのような事案であった。この事件の判決は、亡Aは被告会社に勤務する以前の1975年から1986年にB電機商会で電気工事作業に従事していたが、その期間に天井部分の鉄骨部に断絶材として吹き付けられている石綿を撤去したことが認められ、従って、Aは「Y会社に勤務する以前に、電気工事作業を行う過程で相当な量の石綿の曝露を受けていたと考えられるのであって、被告に勤務していた間に石綿に曝露していなかったとしても、Aが中皮腫を発症した」と矛盾するものではなく、……Aの悪

19) 吉村良一『公害・環境私法の展開と今日的課題』(法律文化社、2002)243頁以下。

20) 森永謙二は、「最近のわが国で急増している中皮腫の発症要因は、ほとんどアスベストと考えてよいでしょう。」と指摘する(森永・前掲注(14)7頁)。

性胸膜中皮腫による死亡がYに勤務していた間の工事現場における電気工事作業中に受けた石綿曝露によるものであるとまで認めることはできない。」として、健康被害とYの債務不履行ないし不法行為との因果関係を否定している。

ところで、日本で有数の石綿工場が密集していた大阪泉南地方²¹⁾の石綿工場労働者やその遺族らが国を相手取って損害賠償請求訴訟を提訴した泉南訴訟の原告や死亡被害者たちのうち職業曝露による被害を受けた者24名のうち約7割は、複数の石綿工場で労働に従事していた。このうち11名は3か所以上の石綿製造会社で勤務した経験を持ち、中には、5か所（2名）、7か所（1名）、17か所（1名）という多数職場経験者もいたのである。泉南訴訟で、雇用主でなく、国を被告として損害賠償請求がなされたことの理由の一つには、こうした複数職場経験者の場合に、特定の被告企業を相手取って損害賠償請求をすることが、因果関係の証明という点から困難であることがあげられよう。実際、国との関係では、泉南訴訟判決は、職業曝露によるアスベスト疾患が認められた原告ないし死亡労働者と違法とされる時期以降の国の規制権限不行使との間の因果関係については、特に問題とすることなく認めている²²⁾。

複数の企業を渡り歩いていたので、どの企業に従事していた際に疾病に罹患したのか特定するのは困難であるという事情は、従来の炭鉱職場でのじん肺訴訟でも問題とされた点であった。すでにこの点については、時系列的に複数企業の共同不法行為責任を問うことが裁判例上認められてきており²³⁾、こうした法的構成をアスベスト訴訟にも適用することが検討され

21) 泉南地方で石綿産業が発展した歴史的経緯と被害実態については、森裕之「日本のアスベスト災害をめぐる責任と課題 泉南地域を事例に」環境と公害38巻4号34頁以下（2009）、南慎二郎「アスベスト産業の展開と労働災害の発生 大阪府におけるアスベスト産業を中心に」政策科学別冊・アスベスト問題特集号（2008）145頁以下。

22) 判決は、国の規制権限の不行使が違法となる時期をじん肺法が制定された1960年としているので、それ以前にアスベスト粉じん職場で勤務していただけである原告の一人の請求は国の違法な不作為との因果関係がないとして請求を棄却している。

23) 松尾じん肺訴訟・東京地裁1990・3・27判決・判例時報1342号16頁は、「被告らの主

てよいであろう。

家族暴露

アスベスト職場で働く労働者がアスベスト粉じんの付着した衣服のまま家庭内に帰宅するような場合には、同居の家族が、自らはアスベスト職場で働いていたのではないにもかかわらず、間接的にアスベスト粉じんに晒される危険性がある。アメリカでは、こうした家族暴露でアスベスト疾患に罹患したとして、被害者がアスベスト製造業者に製造物責任を追及し、認められた例も紹介されている²⁴⁾。

日本では、家族暴露につきアスベスト製品製造メーカーに製造物責任を追及して提訴した事例はまだ知られていないが、労働者の雇用主に対して損害賠償請求した訴訟が何件が見受けられる。この点が争われたミサワリゾート事件では、原告らの被相続人であるAが死亡したのは、石綿製造企業である被告のもとに勤務していた亡Aの父親Bが持ち帰った作業衣やマスクに付着していたアスベスト粉じんを吸入した結果、悪性中皮腫となり死亡したとして、被告には、石綿の危険性について従業員に対して徹底した安全教育等を行い、従業員がマスクや作業着を持ち帰ることによりその家族の健康が害されるのを防止すべき注意義務を怠った過失があるとして不法行為責任を追及したのに対して、1審(判決)、2審(判決)ともに、亡Aの死因が悪性中皮腫によるものかは断定できないうえ、仮に亡Aの死因が悪性中皮腫であり、かつ、亡Aが石綿の家庭内暴露を受けたこととの間に相当因果関係があるとしても、被告にはその当時、家庭内暴露

張るように、原告らに他の粉じん職歴があり、松尾採石所以以外の職場で粉じんを吸入する危険性があったとしても、原告らの現在の症状と被告らの前記各義務違反の債務不履行との間の因果関係は民法七一九条一項後段の類推適用により法律上推定されるものといわなければならない。被告らにおいて、更に自己の右各債務不履行と原告らの現在の症状との間の一部又は全部との間に因果関係が存在しないことを主張・立証しない限り、その責任の一部または全部を免れることはできないものというべきである。」とする。その他、細倉じん肺訴訟・仙台地裁1996・3・22判決・判例時報1565号20頁など。吉田・前掲注(6)も、この点を示唆する(620頁)。

24) 大坂・前掲注(2)175頁以下参照。

による従業員の家族の健康被害発生の危険性の予見可能性がなかったとして、責任を否定している。

また、悪性中皮腫に罹患した元従業員に対する安全配慮義務違反の法的責任を認めた旧日本エタニットパイプ事件 判決も、家族暴露については被害発生の予見可能性がなかったことを理由に責任を否定している²⁵⁾。

被害者がアスベスト疾患であることが判明した場合で、かつ、家庭内暴露以外にアスベスト粉じん暴露が考えられない場合には、作業着へのアスベストの付着等がアスベスト疾患の原因と推定されよう。したがって、この場合の問題の焦点は、アスベスト企業における家庭内暴露による被害発生の予見可能性の問題に移行しよう。

環境暴露

クボタショックは、アスベスト製品を製造する工場から飛散したアスベスト粉じんが周囲の住民に健康被害を与えうる危険性を社会問題化するに至った。こうした環境被害についてのアスベスト企業の責任を問う訴訟は、始まったばかりである。国を被告とした泉南訴訟では、アスベスト製造工場の近くで農業を営んでいた原告が工場から飛散したアスベスト粉じんに暴露し、アスベスト疾患に罹患したと主張したが、判決は、原告の症状がアスベストを原因とするものか不明であるとして、因果関係を否定している。また、建物の解体工事に伴って受忍限度を超える騒音・振動がしたほか、アスベスト粉じんが飛散し、それによって血圧が上昇したり不眠となったとして、近隣の住民が建物解体業者を相手取り損害賠償を請求した事案で、さいたま地裁 判決は、工事現場から一定距離内に居住する原告には騒音被害に対する不法行為責任を認めたが、アスベスト粉じんの飛散については、本件敷地の外への粉じんの飛散の有無、その量、損害などが

25) この判決の紹介検討として大坂・前掲注(2)166頁以下。なお本件は、1審判決後の2009年9月28日に被告（旧エタニットパイプ、現在はリゾートソリューション株式会社）が家族暴露を含む原告全員に謝罪して、和解金5億4200万円を支払うことで決着したという（大坂・前掲注(2)168頁）。

不明であるとして、この点に関する解体業者の責任は否定している。

前述の日本の公害裁判を通じて発展してきた因果関係論の到達点をふまえれば、原告の訴える症状がアスベスト疾患であり、かつ、他にアスベスト粉じんにも曝露する機会がなかったとすれば、近隣のアスベスト工場からのアスベスト粉じんが原因で発症したという因果関係が推定されるべきであろう²⁶⁾。

なお、2007年5月には、父親が尼崎市のクボタ工場からの環境曝露により中皮腫で死亡したとして、遺族がクボタと国を相手取り損害賠償請求をする訴訟が提訴され、現在係争中である。

(2) 予見可能性

日本のこれまでのアスベスト訴訟で、被害発生の予見可能性がなかったとして、被告の責任を否定した判決として、職業曝露における札幌国際観光事件1審判決および、前述した家庭内曝露に関するミサワリゾート事件の1審判決、2審判決、旧日本エタニットパイプ事件の家族曝露被害の原告についての判決がある。

ホテルの機械室、ボイラー室で業務に従事していた労働者が吹付石綿によるアスベスト粉じんの曝露により悪性中皮腫で死亡したことにつき遺族が雇用主の損害賠償責任を追及した札幌国際観光事件では、1審の札幌地裁が「建造物の発注についてみると、注文主や建物所有者が、建物に使用された建材や施工方法に基づく安全性について、十分な知識を有していることは通常は考えにくい。

そして、建造物に使用された建材等の安全性に関する責任を一次的に

26) 吉田・前掲注(6)も、アスベストの場合には、「疫学的・統計的処理に即したカテゴリカルな処理が求められるのではないかと指摘する(629頁)。なお辻清明「アスベスト訴訟が抱える法的問題と今後の対応(1)~(4) 疫学的研究による因果関係の証明を中心に」岡山大学法学会雑誌57巻2号65頁以下(2007)、同58巻2号231頁以下(2009)、同59巻1号133頁以下(2009)、同60巻1号125頁以下(2010)は、このような疫学的証明とアスベストの個別被害の因果関係の証明問題を検討課題としており、その本格的な展開がまたれるところである。

負っているのは、製造業者、建築業者、建築確認や建築資材等の安全性に基づく規制の権限を有する国等であることは疑いがなく、この点をおいたまま注文者や所有者に過度の注意義務を課すべきではない。」として、「亡く死亡と因果関係が認められる昭和60年ころまでの間、被告が何らの対応もとらずに亡くを飛散した石綿の繊維が舞う10階天井裏や機械室等で作業をさせる結果となったことは、当時の状況からみると非難できず、被告に安全配慮義務違反があるとはいえない。」としてその責任を否定した。しかし、この控訴審である札幌高裁 判決は、このような免責を認めず、被告は「石綿含有製品を取り扱う作業に当たる労働者に対して、法令上要求される措置（局所排気装置による排気、呼吸用保護具の使用、湿潤化、立入禁止措置、健康診断等従業員の健康管理）を講じていたと認めるに足りる証拠はない。」として安全配慮義務違反の責任を認定している。被告は単なる建造物の注文者や所有者（なお建物所有者には前述のように民法717条により、無過失責任である土地工作物責任が課されている点に注意）という立場にとどまるものではなく、被用者の生命・身体・健康に対して安全配慮義務を負う使用者である。そもそも石綿粉じんのばく露によりアスベスト疾患に罹患する危険性があるからこそ事業主に法令が規定するような労働環境の配慮のための措置義務が認められているのである。したがって、1 審 判決のように、製造業者や国でないからという理由で使用者の予見義務や結果回避義務の程度を軽減することは不当であり、2 審の判決が妥当である。

また、関西保温工業事件 判決は、「安全配慮義務の前提として、使用者が認識すべき予見義務の内容は、生命・健康という被害法益の重大性に鑑み、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない」とするが、危険の予防という観点から妥当な判断基準である²⁷⁾。

27) この点を指摘するものとして、宮本健蔵「石綿（アスベスト）吸引による従業員の死亡と会社の安全配慮義務違反による責任」私法判例リマックス32号27頁（2006）吉田・

家族暴露についても、「そもそも労働者にとって有害なものは、その家族にとっても有害だと考えるべきである²⁸⁾」という池田直樹の指摘は傾聴に値する。

(3) 時 効

アスベスト疾患は長期の潜在性を有する点に特徴があり、潜伏期間は30年から50年と言われる²⁹⁾。そこで、こうした長期潜在性が損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間との関連で被害救済のネックとならないかが問題となろう³⁰⁾。

債務不履行に基づく損害賠償請求の場合 これまで訴訟になった事案では、石綿工場で粉じん作業に従事していたように粉じん暴露の量が多い職場では、石綿肺に罹患し、長期に疾病を患っている場合が多い。その中で、長野じん肺 判決及び横須賀米軍基地石綿訴訟2審の判決は、提訴時にすでに死亡から10年以上たっていた労働者の遺族からの安全配慮義務違反の債務不履行に基づく損害賠償請求権について、10年間の消滅時効期間が経過しているとして損害賠償請求を棄却した。筆者はじん肺症のような進行性の被害の場合には、どこまで症状が進行するのか客観的にも不明であり、消滅時効との関係では、提訴時点での損害の賠償請求権は結局提訴時点において権利行使可能となったと考え、結果的に死亡時までは時効は進行しないとする死亡時説を提唱しているが³¹⁾、死亡時を起算点としても、それから10年以上たっている場合には、安全配慮義務違反の債務

前掲注(6)629頁も、「被害者の立証負担を軽減する」という点から 判決に注目する。

28) 池田・前掲注(11)45頁。

29) 中央労働災害防止協会編『なぜアスベストは危険なのか』(中央労働災害防止協会、2006)93頁以下。

30) 小澤・前掲注(17)はアスベスト繊維を吸い込んでから「20年の期間を経過した後の発病による損害につきアスベスト建材メーカーの不法行為責任が認められるかどうかは、予測しがたいところがあります。」とする(112頁)。

31) 松本・前掲注(13)309頁以下。吉田・前掲注(6)も私見と「同一に帰する」とする(616頁、652頁注(91))。

不履行責任の消滅時効については時効期間が経過していることになる。そこで、このような場合には、例え、石綿粉じんのばく露が原因で死亡したということが認識されていても、そのことについて被告の安全配慮義務違反の債務不履行責任が発生するという認識がなかった場合には権利行使の期待可能性がなかったとして、死亡時点では時効は進行しないと解す可能性や、横須賀米軍基地訴訟の1審判決がそうしたように、一定の要件のもとに被告による消滅時効の援用を権利の濫用として制限することが検討されるべきであろう³²⁾。

不法行為責任に基づく損害賠償請求の場合 アスベスト疾患の症状が診断されたり、それによる死亡の時点から3年を過ぎて不法行為による損害賠償請求訴訟を提訴する場合には、損害および加害者を知ってから3年という短期の消滅時効（民法724条前段）を被告側が援用することが考えられる³³⁾。しかし、「民法724条にいう『加害者ヲ知りタル時』とは、同条で時効の起算点に関する特則を設けた趣旨に鑑みれば、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味する」（最高裁1973・11・16民集27巻10号1374頁）のであり、また、損害の認識も認識可能性では足りず、「被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべき」（最高裁2002・1・29民集56巻1号218頁）とされている。従って、健康障害や死亡の原因がアスベスト疾患によるものであることを現実に認識するととも

32) 消滅時効の援用や除斥期間の適用の信義則・権利濫用論による制限論については、松本・前掲注(13)143頁以下、312頁以下、319頁以下等参照。

33) 横須賀石綿じん肺訴訟判決は、被告が援用した民法724条前段の3年の短期消滅時効の完成も認めているが疑問である。また、泉南訴訟判決の事案では、被災労働者の死亡時から3年以上を経て遺族が提訴している件数が4件（最長は提訴より17年前に死亡）含まれているが、被告側は消滅時効を援用していない。原告遺族における国の不作為の違法性の認識は、被災者の死亡時にはなかったと考えられ（アスベスト問題が社会問題化したのは早くとも2005年6月のクボタショック以降）、3年時効は完成していないと考えられるが、そもそもこのように国の大きな不作為で悲惨な事態が生じた事案で国が時効を援用して時の経過による免責を主張すべきものではあるまい。

に、そのようなアスベスト疾患の原因をつくったのは誰であり、その者の行為ないし不作為に不法行為に基づく損害賠償請求を追及しうる違法性があることも認識できた時点³⁴⁾を起算点と解すべきであろう³⁴⁾。

さらに、例えば、アスベスト職場での安全配慮義務違反によりアスベストに罹患したが、それが発症したのは、粉じん職場を離脱してから20年以上をたってからであったというような場合に、不法行為の時から20年間(同条後段)という権利行使の期間制限(民法724条後段 判例は、時効のような中断、停止や信義則・権利濫用による制限のない除斥期間だとする 最高裁 1989・12・21 民集 43・12・2209³⁵⁾)が問題になる。従前は、下級審裁判及び学説上、この不法行為の時は加害行為時か損害発生時かという対立があったが、最高裁は、筑豊じん肺訴訟上告審において、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」とする画期的な判決を下した(最高裁 2004・4・27 民集58巻4号1032頁³⁶⁾)。アスベ

34) 724条前段の起算点論の私見については、松本克美「民法724条前段の時効起算点 現実認識時説から規範的認識時説へ」立命館法学286号243頁以下(2003)に譲る。

35) 私見および多くの学説は判例の除斥期間説を批判する(詳細は、松本克美「民法724条後段『除斥期間』説の終わりの始まり 除斥期間説に基づき判例を統一した最判89年の再検討」立命館法学304号316頁以下(2006)を参照されたい。

36) 本判決の意義と課題については、松本克美「民法724条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性 筑豊じん肺訴訟最高裁2004年判決の射程距離」立命館法学307号148頁以下(2006)、同「後発顕在化型不法行為と民法724条後段の20年間の起算点 規範的損害概念の提唱及び公訴時効との異同について」立命館法学310号424頁以下(2007)。

スト疾患は、まさに筑豊じん肺最高裁判決がいう「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」にあてはまるので、損害が発生した時が除斥期間の起算点となると解される。そして、具体的には、じん肺症のような進行性被害の場合には、じん肺管理区分のもっとも重い管理区分の決定がなされたときないし死亡した時点が起算点とされることになる。

ただし死亡から20年以上たって不法行為責任に基づく損害賠償請求する場合には、すでに損害が発生しているので、権利行使の期間制限を過ぎているのではないかという問題が生ずる。この場合、そもそも死亡の原因がアスベスト疾患であると認識できなかったような場合（とくに家族暴露や環境暴露の場合には、その可能性が高いであろう）に、単純に20年期間の経過による権利消滅を認めて良いものか、少なくとも被告において被害発生の予見可能性があるにもかかわらず何らの対策もとらずにいた結果、被害が発生し、かつ、そのような被害発生の可能性につき警告もされていなかったために、その原因を被害者やその遺族が認識できなかったような場合には、実質的に提訴妨害に等しい行為態様があったとして、時の経過による賠償義務の消滅の主張を信義則により制限すべきでないのかなどという点も検討すべき課題であろう。

(4) 国の責任とアスベスト企業の製造物責任

大阪泉南訴訟は前述のような事情から国を相手取り訴訟を行った。大阪地裁 判決は、職場暴露によりアスベスト疾患に罹患した労働者に対する国の賠償責任を認めた。その理由を、判決は、少なくともじん肺法が制定された1960年の時点で、国が局所排気装置の設置を義務付けなかった点、1972年の特化則制定時に、事業場でのアスベスト粉じん測定について報告、改善義務を設けなかった点に違法性があるからだとしている。国の責任は、上述した首都圏建設アスベスト訴訟でも追及されており、今回の泉南訴訟判決が1960年時点での国の不作為責任を認めた意義は大きい。

そもそも日本でこれだけアスベスト被害が拡大した、あるいは今後さらに拡大すると予想される事態に陥っているのは、アスベストの危険性について、すでに戦前の調査研究からも認識していた、或いは認識しえた国が、その危険性に対応する規制措置をせず、また、その危険性についての情報を国民に提供することもなく、むしろ業界と一体となってアスベストの利用拡大に寄与してきたからだということが指摘されている³⁷⁾。宇賀克也は、一般論として、「被規制者が危険な製品を製造流通させ国民の健康に重大な被害が生じていることを行政が認識しながら、産業振興を優先させ、そのことを立証しうる資料をあえて公表せず、逆に当該製品の安全宣言を出して、国民が危険を認識することを遅延させたような場合」には、「行政主体が積極的に違法な加害行為に加担」したもものとして、被規制者と国の共同不法行為責任が成立すると主張している³⁸⁾。首都圏建設アスベスト訴訟では、原告側はアスベスト建材の流通拡大を招いたことについて国の規制権限の不行使、積極的な関与を理由に、アスベスト建材メーカーと国の共同不法行為責任の成立を主張しているが、宇賀が指摘するような事情があるならば共同不法行為責任の成立は認められよう。

さらに、首都圏建設アスベスト訴訟では、建材メーカー44社の共同不法行為の成立も争われている。各被告に共同不法行為が成立すると、原告は各被告にそれぞれ全部責任を追及し、損害額の全額を請求できる。従って、被告の中に資力がない者がいても、賠償金を回収できないリスクを原告は回避できる。また、各被告のそれぞれの行為と最終的な被害の発生との

37) 吉村良一「アスベスト被害と国の責任 泉南アスベスト訴訟の課題」法律時報82巻2号54頁以下(2010)。宮本憲一はこれらの点で「政府の欠陥」を指摘する(同「アスベスト被害救済の課題」環境と公害38巻4号6頁(2009))。また、吉田・前掲注(6)614頁は、日本政府がアスベスト輸入規制を怠った点については、「故意、少なくとも重過失の責任性がある」と指摘する。その他、小幡範雄「アスベスト災害の不作為と対策の遅れ」前掲注(21)政策科学別冊113頁以下。

38) 宇賀克也「行政介入権者と危険管理責任」磯部力他編『行政法の新構想 行政救済法』(有斐閣, 2008) 269頁。この指摘につき、本文で述べるように首都圏建設労働者訴訟の原告弁護団が注目している。

個別的な因果関係が証明できなくても、関連共同する行為と被害の間の因果関係が証明できれば共同不法行為責任は成立すると解されているので、因果関係の証明の点でも、原告には有利である。

従来、共同不法行為で争われてきた事案は、工場からの汚水や煤煙などの排出、また自動車の排気ガスなどによる公害事案が多かった（山王川事件・最高裁 1968・4・23 民集 22・4・964，四日市コンビナート事件・津地裁四日市支判昭和 1972・7・24 判時 672・30，西淀川大気汚染事件・大阪地判 1991・3・29 判時 1383・22 など）。前者の公害事案で問題となっている原因物質の排出は、企業活動そのものではなく、それに付随して生じる廃棄物であり、それ自体を産み出すために企業活動がされているのではない。他方で、後者で問題となっている建材アスベストは、まさにアスベストを含有していること自体を売り物にして市場に流通させているのであって、汚水や煤煙の排出と異なって、それ自体が利潤を生む行為（販売行為）であるという特質がある。

また、各建材メーカーはそれぞれ建築物の全建材を製造し流通させているのではなく、それぞれの建築部分に特化して建材を製造し流通させているのだが、初めから、様々な建材が組み合わせられて一個の建築物が作られることが前提とされている。さらに、建材メーカーの業界団体がアスベストを含んだ建材の製造、流通を促進しようとしていたなどの事情があれば、他のメーカーの建材にもアスベストが含有されていることは当然予見していたはずである。だとすると、アスベストを含む様々な建材を利用して建築物が作られていく過程で、あるいはアスベスト建材が使われた建物を解体、修理する中で、建設労働者が様々な建材のアスベスト粉塵に暴露し、被災しうることが予見可能であったのに、にもかかわらず様々なアスベスト建材を漫然と市場に流通させていたとすれば、結果発生についての加害行為の一体性（弱い関連共同性）のみならず、各建材メーカーは被害を発生させるそれぞれの行為（それぞれに特化したアスベスト建材を流通させる行為）を利用して利潤を得ようとしていた点で、より強い一体性（強

い関連共同性)も成立し得るのではなからうか³⁹⁾。

4 おわりに

本稿では、アメリカと対比した日本のアスベスト訴訟の特徴と、今後さらに深められるべき理論的課題を検討した。日本では前述したクボタショックを契機に、家族暴露や環境暴露などの被害者など労災補償の対象とならない者や、職業暴露の場合でも労災補償を受けないで死亡した労働者の遺族の救済のために「石綿健康被害救済法」が2006年に制定され、同年3月27日より施行された。しかし、この救済法による給付が認められる場合も、医療費の自己負担分と療養手当が月10万円余が支給されるだけであり、また、アスベスト疾患により死亡した遺族にも280万円の調整金ないし特別遺族弔慰金が支給されるだけで、労災保険の水準と比べて一桁違う低水準であると批判されている⁴⁰⁾。末尾の判決リストにあるようにこれまでのアスベスト訴訟では、アスベスト疾患と認定され被告の責任が認められた場合には、7600万円以上という賠償額も認容されている(判決)もちろん、21世紀最大の「ストック災害⁴¹⁾」ともいわれるアスベスト被害の総体は、個別の訴訟で解決しうるものではない。アスベストの製造企業やアスベスト製品を利用してきた関連企業からの支出も原資にした被害救済基金なども含めた大きな視点からの立法的・行政的解決も検討されなければならない⁴²⁾。しかしそのような大きな解決を進めていくための基本的視座を得るためにも、個々の被害者が受けた被害について、企業や国には

39) この点については、松本克美「アスベスト被害と共同不法行為」労働判例975号2頁(2009)で論じた他、その本格的な理論的検討を別稿で展開する予定である。

40) 辻・前掲注(26)論文(2)152頁。その他、救済法の問題点として、村山武彦「アスベスト被害に対する救済の現状と課題」環境と公害37巻3号8頁以下(2008)。

41) 宮本憲一「アスベスト被害救済の課題 複合的ストック災害の責任と対策」環境と公害38巻4号(2009)2頁以下。

42) こうした基金への出資責任についての吉田・前掲注(6)623頁の指摘は示唆に富む。

本来どのような法的責任が認められるべきなのかを具体的に明らかにしていくことも肝要であろう。

本稿はそのためのささやかな試みである。

（付記）

本稿は、筆者が研究分担をしている次の科学研究費助成金による研究成果の一部である。萌芽研究「21世紀リスク論とアスベスト被害補償法の実践的・理論的検討 塵肺問題との比較で」（研究代表・吉田邦彦・北海道大学教授 研究課題番号 19653009）、基盤研究（A）「アジアにおけるアスベスト被害と救済・補償・予防制度の政策科学」（研究代表・小幡範雄・立命館大学教授 研究課題番号 21241014）。

(ア) スベスト訴訟・判決リスト)

事 件 名	提 訴	裁 判 所	判 決 年 月 日	掲 載 誌	認 否	被 災 者 1 人 あ た り 賠 償 認 容 額
長野石綿じん肺訴訟	1977	長野地判	1986. 6. 27	判例タイムズ616号34頁	*	1650 ~ 2420万円
米軍横須賀基地石綿じん肺訴訟	1999	横浜地裁横須賀支判	2002. 10. 7	判例時報1821号65頁		1540 ~ 2740万円
米軍横須賀基地石綿じん肺訴訟	2002	東京高判	2003. 5. 27	訟務月報50巻7号1971頁	*	1540 ~ 2740万円
三ツワリゾート事件	2000	東京地判	2004. 3. 25	判例タイムズ1210号150頁	x	
関西保溫工業事件	1999	東京地判	2004. 9. 16	判例時報1882号70頁		5670万円
三ツワリゾート事件	2004	東京高判	2005. 1. 20	判例タイムズ1210号145頁	x	
関西保溫工業事件	2004	東京高判	2005. 4. 27	労働判例897号19頁		4677万円
住友重機工業事件	1988	横浜地裁横須賀支判	2006. 10. 30	未登載		
札幌国際観光事件	2004	札幌地判	2007. 3. 2	判例時報1978号41頁	x	
札幌国際観光事件	2007	札幌高判	2008. 8. 29	判例時報2029号27頁		3235万円
電気工事監督者事件	2007	東京地判	2009. 2. 16	判例時報2051号150頁	x	
建物解体工事事件	2007	さいたま地判	2009. 3. 13	判例時報2044号123頁		10万円
米軍横須賀基地訴訟	2007	横浜地裁横須賀支判	2009. 7. 6	判例時報2063号75頁		7684万円
中部電力事件	2007	名古屋地判	2009. 7. 7	労働経済判例速報2051号27頁		3000万円
近畿高梁下建物吹付アスベスト事件	2005	大阪地判	2009. 8. 31	判例時報2068号100頁		4944万円
(旧)日本エタニットパイプ事件	2007	高松地判	2009. 9. 14	未登載		1000 ~ 2500万円
三井倉庫事件	2007	神戸地判	2009. 11. 20	労働判例997号27頁		3366万円
近畿高梁下建物吹付アスベスト事件	2009	大阪高判	2010. 3. 5	未登載		5995万円
渡辺工業事件	2007	大阪地判	2010. 4. 21	LEX/DB 25442162		2290万円 (¹ 110万円)
大阪泉南アスベスト訴訟	2005	大阪地判	2010. 5. 19	LEX/DB 25442242		825万円 ~ 2750万円

賠償認容額は千円単位以下を切り捨てて表示してある。

認否の「は」は請求認容、「x」は請求棄却、「は」は請求を認容された原告と棄却された原告がいたことを示す。

* は消滅時効の援用により請求が棄却された原告がいることを示す。